

教育委員会会議 定例会

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 30 号 山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示

2 報 告 事 項

(6) 令和7年度山梨県教育功労者表彰について

3 その他報告

(8) 令和7年度中学校卒業予定者の第1次進路希望調査結果の概要について

議案第 30 号

山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示

提案理由

山梨県立学校授業料、入学料、入学審査料条例の一部改正に伴い、減免対象者及び減免手続等について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

告示の概要

教育庁高校教育課

題 名	山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示
趣 旨	山梨県立学校授業料、入学料、入学審査料条例の一部改正に伴い、減免対象者及び減免手続等について所要の改正を行う必要がある。
内 容	1 告示改正の背景等 ○令和7年10月、山梨県立学校授業料、入学料、入学審査料条例の一部が改正され、高等学校等就学支援金の受給権者である生徒に準ずるものとして教育委員会が定める生徒であって、教育委員会が定める定時制の課程又は通信制の課程に在学するものに対しては授業料を減免することができることとされた（令和7年10月17日施行予定）。 ○この改正に伴い、減免対象者及び減免手続等を定める必要がある。 2 告示改正の内容 （1）高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に該当する者（保護者等の年収が約910万円以上のため就学支援金が支給されない者）で山梨県公立高等学校高校生等臨時支援金支給要領の規定により高校生等臨時支援金の支給を認定された生徒であって定時制の課程又は通信制の課程に在学するものが、減免を受けようとする年度に履修を開始する科目の単位数の合計が18を超える場合に減免対象者とする。 （2）（1）の場合の授業料減免期間を高校生等臨時支援金の支給を認定された算定対象期間とする。 （3）（1）の場合の授業料減免する単位数を18単位を超える部分とする。 （4）（1）の場合の申請様式を第3号様式の3とする。
施行期日	公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

山梨県教育委員会告示第	号	山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示を次のように定め	る。	令和	年	月	日	山梨県教育委員会	教 育 長	山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程の一部を改正する告示	山梨県立学校授業料及び入学料減免施行規程（昭和六十年山梨県教育委員会告示第一	号）の一部を次のように改正する。	第二条第一項第五号中「法律第十八号」の下に「。次号において「法」という。」を	、同号イ中「ロ」の下に「、次号」を加え、同項に次の一号を加える。	六 法第三条第二項第三号に該当する者で山梨県公立高等学校高校生等臨時支援金支	給要領の規定により支給する高校生等臨時支援金（次条第一項第四号において「臨
-------------	---	--	----	----	---	---	---	----------	-------	--------------------------------	--	------------------	--	----------------------------------	--	---------------------------------------

[illegible]

第三条第一項に次の一号を加える。

四 前条第一項第六号に掲げるとき 臨時支援金の支給を認定された算定対象期間（

受給権者である期間を除く。

[illegible]

第四条第一項第三号中「第二条第一項第五号」の下に「及び第六号」を加える。

附	
則	

施行規程は、令和七年四月一日から適用する。	この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の山梨県立学校授業料減免
-----------------------	--

山梨県立学校授業料及び入学科料減免施行規程新旧対照表

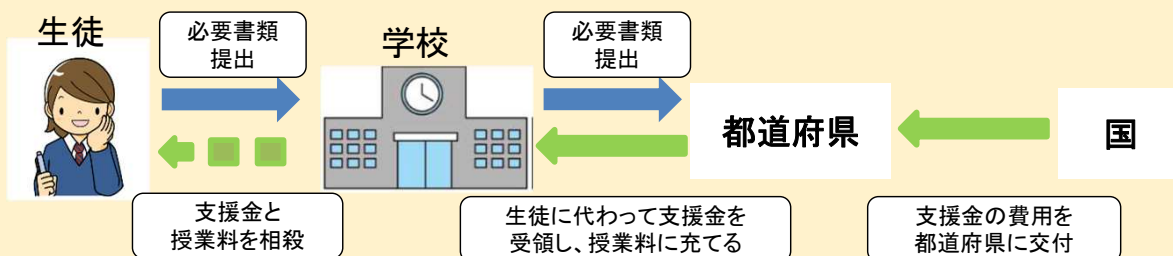
新	旧
(減免の対象) 第二条 授業料の減免は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。 一 四 (略) 五 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。次号において「法」という。) 第五条第一項に規定する受給権者(次条第一項第三号において「受給権者」という。) である生徒であつて定時制の課程又は通信制の課程に在学するものが次のいずれかに該当するとき。 イ 減免を受けようとする年度(ロ、次号及び次条第一項第三号において「当該年度」という。)に履修を開始する科目の単位数の合計が三十を超えるとき。 ロ 当該年度の前年度までに履修を開始した科目の単位数及び当該年度に履修を開始する科目の単位数の合計が七十四を超えるとき。 六 法第三条第二項第三号に該当する者で山梨県公立高等学校高校生等臨時支援金支給要領の規定により支給する高校生等臨時支援金(次条第一項第四号において「臨時支援金」という。) の支給を認定された生徒であつて定時制の課程又は通信制の課程に在学するものが、当該年度に履修を開始する科目の単位数の合計が十八を超えるとき。 2 (略) (減免の期間及び単位数) 第三条 授業料減免の期間は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる期間とする。	(減免の対象) 第二条 授業料の減免は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。 一 四 (略) 五 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号。次号において「法」という。) 第五条第一項に規定する受給権者(次条第一項第三号において「受給権者」という。) である生徒であつて定時制の課程又は通信制の課程に在学するものが次のいずれかに該当するとき。 イ 減免を受けようとする年度(ロ、次号及び次条第一項第三号において「当該年度」という。)に履修を開始する科目の単位数の合計が三十を超えるとき。 ロ 当該年度の前年度までに履修を開始した科目の単位数及び当該年度に履修を開始する科目の単位数の合計が七十四を超えるとき。 2 (略) (減免の期間及び単位数) 第三条 授業料減免の期間は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる期間とする。

一〇三 (略) 四 前条第一項第六号に掲げるとき 臨時支援金の支給を認定された算定対象期間(受給権者である期間を除く。) 2 前条第一項第五号に掲げる場合の授業料減免の単位数は、同号イ又はロに規定する単位を超える部分、同項第六号に掲げる場合の授業料減免の単位数は十八単位を超える部分の単位数とする。ただし、山梨県公立高等学校学び直し支援金支給要領の規定により支給する学び直し支援金(この項において「学び直し支援金」という。)を受給することができるときは、減免する単位数から学び直し支援金が支給される単位数を控除する。 (申請手続) 第四条 授業料及び入学料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる書類を学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 第二条第一項第五号及び第六号に掲げるとき 授業料減免申請書(第三号様式の三)	一〇三 (略) 2 前条第一項第五号に掲げる場合の授業料減免の単位数は、同号イ又はロに規定する単位を超える部分 の単位数とする。ただし、山梨県公立高等学校学び直し支援金支給要領の規定により支給する学び直し支援金(この項において「学び直し支援金」という。)を受給することができるときは、減免する単位数から学び直し支援金が支給される単位数を控除する。 (申請手続) 第四条 授業料及び入学料の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる書類を学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 第二条第一項第五号に掲げるとき 授業料減免申請書(第三号様式の三)
--	--

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部改正（概要）

就学支援金・高校生等臨時支援金と本県の状況

【概要】高等学校等の生徒が負担する授業料の一部を国が費用負担。国から都道府県に就学支援金及び臨時支援金（※R7年度限り）が交付され、学校が生徒に代わって両支援金を受領し、授業料に充てる。



【受給資格】判定式： $\text{地方税の課税所得} \times 6\% - \text{調整控除額} = 304,200\text{円}$
 <就学支援金> 保護者等の年収目安約910万円（判定額）未満
 <臨時支援金> 保護者等の年収目安約910万円（判定額）以上

新規

【支給限度額と本県の県立高等学校授業料・履修単位】

※授業料の額が支給限度額に達しない場合には、授業料の額を限度として支援金を支給

		支給限度額	本県の授業料・履修単位	自己負担額(本県)
就学支援	全日制 (定額授業料)	9,900円/月	9,900円/月 ※履修単位通算87～102単位	0円
	定時制 (単位制授業料)	1,740円/単位 ※通算74単位まで	1,620円/単位 ※履修単位は通算75～76単位	減免 ※1,620円×2単位
臨時支援	通信制 (単位制授業料)	336円/単位 ※通算74単位まで	310円/単位 ※履修単位は通算74～84単位	減免 ※310円×10単位
	定時制 (単位制授業料)	1,740円/単位 ※年間18単位まで	1,620円/単位 ※履修単位は年19単位	1,620円(最大) ※1,620円×1単位
臨時支援	通信制 (単位制授業料)	336円/単位 ※年間18単位まで	310円/単位 ※履修単位は年18～21単位	930円(最大) ※310円×3単位

全日制では生徒に自己負担が生じない。就学支援金の定時制及び通信制では生徒の自己負担を減免。臨時支援金は自己負担が生じるため、不均衡

対応（条例改正）

- ・ 授業料の一部に自己負担が生じる臨時支援金の定時制課程及び通信制課程の生徒の、自己負担分を減免の対象とすることにより不均衡を解消
- ・ 令和7年4月1日から遡及適用。
 ※令和7年度の授業料に係る制度であるため。

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例新旧対照表

新	旧
第二条 略 2・3 略 4 高等学校（全日制の課程及び専攻科に限る。）に在学する者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第五条第一項に規定する受給権者（次項及び第五条の二第一項第三号において「受給権者」という。）及びこれに準ずるものとして教育委員会が定めるものを除く。）が当該高等学校に在学する年度の四月一日から起算して二十四日を超えない範囲内において教育委員会の指定する日までに同法第四条の認定の申請（次項において「認定申請」という。）又はこれに準ずるものとして教育委員会が定める申請をしたときは、第二項本文及び前項本文の規定にかかわらず、当該者の当該申請をした日の属する年度の四月から六月までの各月分の授業料は、その年度の七月二十日を納期限とする。 5 略 第五条の二 次に掲げる生徒に対しては、期間を定めて授業料を減免することができる。 一 天災その他特別の事情により修学困難と認められる生徒 二 留学を許可された生徒 三 受給権者である生徒又はこれに準ずるものとして教育委員会が定める生徒であつて、教育委員会が定める定時制の課程又は通信制の課程に在学するもの 2 略	第二条 略 2・3 略 4 高等学校（全日制の課程及び専攻科に限る。）に在学する者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第五条第一項に規定する受給権者（次項及び第五条の二第一項において「受給権者」という。）及びこれに準ずるものとして教育委員会が定めるものを除く。）が当該高等学校に在学する年度の四月一日から起算して二十四日を超えない範囲内において教育委員会の指定する日までに同法第四条の認定の申請（次項において「認定申請」という。）又はこれに準ずるものとして教育委員会が定める申請をしたときは、第二項本文及び前項本文の規定にかかわらず、当該者の当該申請をした日の属する年度の四月から六月までの各月分の授業料は、その年度の七月二十日を納期限とする。 5 略 第五条の二 天災その他特別の事情により修学困難と認められる生徒、留学を許可された生徒及び受給権者である生徒であつて教育委員会が定める定時制の課程又は通信制の課程に在学するものに対しては、期間を定めて授業料を減免することができる。 2 略

山梨県公立高等学校高校生等臨時支援金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）交付要綱（令和7年4月8日文部科学大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）の取扱いについて（令和7年4月8日 文部科学省初等中等教育局長決定に基づき、公立高等学校に在学する生徒の授業料に対し、予算の範囲内において山梨県公立高等学校高校生等臨時支援金（以下「高校生等臨時支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 高等学校

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する高等学校のうち、県内の地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）が設置するもの

(2) 高等学校等

法第2条に規定する高等学校等

(3) 高等学校等就学支援金

法第3条第1項に規定する就学支援金

(4) 保護者等

法第3条第2項第3号に規定する保護者等

(支給の対象)

第3条 次の各号のすべてに該当する者に対して、在学する高等学校の授業料に充てることを条件に高校生等臨時支援金を支給する。

(1) 高等学校に在学する生徒であること

(2) 日本国内に住所を有する者

(3) 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了していない者

(4) 高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は、在学した期間を一月4分の3に相当する月数として計算。）を超えない者

(5) 令和7年度において、法第3条第2項第3号に定める「保護者等の収入の状況に照らして、保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められない者」に該当し、就学支援金の受給資格を認められない期間がある者、またはそれに相当するものと認められる者

(算定対象期間)

第4条 高校生等臨時支援金の算定対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間とする。

(高校生等臨時支援金の支給額)

第5条 高校生等臨時支援金の支給額は次の各号による。

(1) 支給額

生徒一人あたりの支給額は別表1で定める額とし、月を単位として支給する。ただし、第2号の場合を除く。

(2) 支給額の調整

支給額について、当該生徒が令和7年度中に高等学校等就学支援金の支給を受ける月がある場合、その他令和7年度中に高等学校等を退学した生徒等の退学前に在学していた期間等の勘案すべき事情がある場合には、高等学校等就学支援金の支給を受けている月の合計額その他令和7年度に退学した高等学校等の授業料に相当する額等を勘案し、必要な調整を行う。

(単位あたりの授業料の取扱い)

第6条

定時制及び通信制課程の高校生等臨時支援金の支給額は次の各号による。

(1) 支給対象単位について

支給対象となる単位は、算定対象期間に新たに登録された単位を原則として、別表1に定める単位数を上限とする。

(2) 支給額

前号に規定する単位数に別表1で定める1単位当たりの授業料を乗じて得た額とする。

(3) 支給額の調整

支給額について、当該生徒が令和7年度中に高等学校等就学支援金の支給を受ける月がある場合、その他令和7年度中に高等学校等を退学した生徒等の退学前に在学していた期間等の勘案すべき事情がある場合には、高等学校等就学支援金の支給を受けている月の合計額その他令和7年度に退学した高等学校等の授業料に相当する額等を勘案し、必要な調整を行う。

(受給資格の認定等)

第7条 受給資格の認定は次の各号による。

(1) 受給資格認定

生徒は、高等学校等臨時支援金の支給を受けようとするときは、高校生等臨時支援金申

請意向及び同意について（第1号様式）に、高等学校等就学支援金制度による認定情報等を添付（転学してきた生徒又は編入学した生徒については（高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金受給状況報告書（第2号様式）も添付）して、学校長を通じて教育長に対し、高校生等臨時支援金受給資格の認定を申請しなければならない。

また、その申請手続きに当たっては、文部科学省が提供する「高等学校等就学支援金事務処理システム（e-Shien システム）」を利用して申請することを基本とする。

（2）申請時期

7月に高校生等臨時支援金の申請を行うこととする。（高等学校等就学支援金の令和7年7月の判定結果を用いて認定）なお、高等学校を退学等（退学・転学）する場合には、退学等前に申請を行うこととする。また、8月以降に転学してきた場合又は編入学した場合には、その月に申請するものとする。

- 2 高校生等臨時支援金の支給を受けようとする者が次の各号に規定するやむを得ない理由により第1項の認定の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。
 - （1）生徒が交通事故又は傷病により長期にわたり欠席したとき。
 - （2）災害により被害を受け、申請することが困難なとき。
 - （3）その他、教育長がやむを得ないと認めたとき。
- 3 教育長は第1項第1号の申請をもとに生徒の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定する。認定又は不認定の結果については、学校長を通じて生徒に通知（認定通知は第3号様式、不認定通知は第4号様式）する。併せて支給決定額について、学校長を通じて生徒に通知（第5号様式）する。
- 4 高等学校等就学支援金が新たに支給されるなど、高校生等臨時支援金の既支給決定額が変更になる場合には、学校長を通じ生徒に通知（第6号様式）する。

（高校生等臨時支援金の支払いの時期）

第8条 高校生等臨時支援金（第11条に規定する高校生等臨時支援金を除く。）は、毎月20日に支給することとする。ただし、令和7年4月から7月分については、7月20日に一括して支給することとする。20日が、日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い、日曜日等でない日を支払日とする。

（高校生等臨時支援金の支給等）

第9条 教育長は、受給権者の了承のもと、受給権者に支給すべき高校生等臨時支援金を当該受給権者の授業料に充てることとし、そのことをもって当該受給権者に対し、高校生等臨時支援金の支給があったものとする。

(高校生等臨時支援金の支給の停止等)

第10条 高校生等臨時支援金は、受給権者が高等学校を休学した場合において、受給権者が、教育長に支給停止申出書(第7号様式)により申出たときは、その申出をした日の属する月の翌月から、当該場合に該当しなくなった旨を支給再開申出書(第8号様式)により申出た日の属する月までの間、支給を停止する。

(高校生等臨時支援金を申請する前に退学等した生徒の高等学校等の授業料に充てる高校生等臨時支援金)

第11条

高校生等臨時支援金を申請する前に高等学校を退学した生徒を対象に、当該退学した高等学校の授業料に相当する高校生等臨時支援金の支給を行う場合には、次の各号による。

(1) 算定対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日の間で、退学した高等学校に在学した期間とする。

(2) 支給額及び支給額の調整

高校生等臨時支援金の支給額は、令和7年度に退学した高等学校に在学していた期間において第3条第2号から第5号までの要件を満たす者が高等学校に在学した期間に係る授業料額に相当する額とする。なお、当該生徒が令和7年度中に高等学校等就学支援金の支給を受ける月がある場合には、高等学校等就学支援金の支給を受けている月の合計額等を除いた額とする。

(3) 受給資格認定

高等学校を退学等した生徒の高校生等臨時支援金の支給の決定にあたっては、高校生等臨時支援金の支給を受けようとする生徒が、退学等した高等学校に係る高校生等臨時支援金受給資格認定申請書(第9号様式。以下「申請書」という。)を、当該生徒が退学等した高等学校の学校長を通じて教育長に提出し、その認定を受けることとする。

(4) 申請時期

高等学校を退学等した生徒の臨時支援金の申請時期については、退学等した月の翌月末までに申請するものとする。

(5) 退学等した高等学校の授業料に充てる高校生等臨時支援金の支給方法

退学等した高等学校の授業料に相当する高校生等臨時支援金の支給方法については、支給される全額を一括で支給することとする。

また、退学等した高等学校に係る高校生等臨時支援金は、生徒が高等学校に授業料を納付していた場合は教育長が生徒へ直接支給することとし、この場合生徒は口座振込依頼書(第10号様式)を申請書に添付し提出する。それ以外の場合は、第9条のとおりとする。

(6) 令和7年度中に高等学校から転学した場合の特例的な取り扱い

令和7年度中に高校生等臨時支援金を申請する前に高等学校を退学等した生徒が、令

和 7 年度中に高等学校等に転学した場合で、転学した後の高等学校等の授業料の額が別表 1 に定める額を超える場合には、転学した後の高等学校等において高校生等臨時支援金の申請を行うことによって、支給限度額の臨時支援金が支給対象となることから、退学等した高等学校の授業料に充てる高校生等臨時支援金の申請は要しないこととする。

（「学び直しへの支援」の対象となる生徒等への特例）

第 12 条「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日 文部科学大臣決定）」附則第 3 条の規定に該当する場合には、「高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）交付要綱（令和 7 年 4 月 8 日 文部科学大臣決定）」第 3 条第 3 項に規定する臨時支援金は支給しない。

（その他）

第 13 条 この要領に定めるもののほか、高校生等臨時支援金の支給に関し必要な事項は、高等学校等就学支援金の取扱いに準じて行うものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 高校生等臨時支援金の支給限度額

区分	金額
全日制の課程	年額 118,800 円
定時制の課程	1 単位につき 1,620 円 （年間 18 単位まで）
通信制の課程	1 単位につき 310 円 （年間 18 単位まで）

(令和 7 年 1 0 月 1 5 日 定例教育委員会)

課室名

総務課

件名	令和 7 年度山梨県教育功労者表彰について														
経緯	➤ 山梨県教育委員会表彰規則に基づき、毎年 1 1 月に「山梨県教育功労者表彰」を実施している。 ➤ 表彰の対象は本県の教育行政、学校教育等の振興発展に貢献した方々である。 ➤ この制度は昭和 2 5 年から始まり、本年度で被表彰者は 1, 3 0 6 人となる。														
内容	1 本年度は山梨県教育功労者 2 4 人を決定した。 詳細は別紙のとおりである。 ＜山梨県教育功労者の内訳＞ <table> <tr> <td>(1) 学校教育分野のうち高校・特別支援学校</td><td>6 人</td></tr> <tr> <td>(2) 学校教育分野のうち小中学校</td><td>1 6 人</td></tr> <tr> <td>(3) 学校保健分野</td><td>1 人</td></tr> <tr> <td>(4) 学校給食分野</td><td>1 人</td></tr> </table> 2 表彰式は令和 7 年 1 1 月 5 日（水）午後 2 時から「ベルクラシック甲府」において行う。 3 報道対応については、次のとおり <table> <tr> <td>(1) 資料配付</td><td>令和 7 年 1 0 月 2 8 日（火）予定</td></tr> <tr> <td>(2) 報道解禁</td><td>テレビ・ラジオ 1 1 月 3 日（月）1 7 時</td></tr> <tr> <td>新 聞</td><td>1 1 月 4 日（火）朝 刊</td></tr> </table>	(1) 学校教育分野のうち高校・特別支援学校	6 人	(2) 学校教育分野のうち小中学校	1 6 人	(3) 学校保健分野	1 人	(4) 学校給食分野	1 人	(1) 資料配付	令和 7 年 1 0 月 2 8 日（火）予定	(2) 報道解禁	テレビ・ラジオ 1 1 月 3 日（月）1 7 時	新 聞	1 1 月 4 日（火）朝 刊
(1) 学校教育分野のうち高校・特別支援学校	6 人														
(2) 学校教育分野のうち小中学校	1 6 人														
(3) 学校保健分野	1 人														
(4) 学校給食分野	1 人														
(1) 資料配付	令和 7 年 1 0 月 2 8 日（火）予定														
(2) 報道解禁	テレビ・ラジオ 1 1 月 3 日（月）1 7 時														
新 聞	1 1 月 4 日（火）朝 刊														

(令和 7 年 1 0 月 1 5 日 定例教育委員会)

課室名

教育企画室

件
名

令和 7 年度中学校卒業予定者の第 1 次進路希望調査結果の概要について

概
要

- 1 調査基準日 令和 7 年 9 月 2 0 日
- 2 調査対象者 6, 6 4 7 人
※県内の中学校 8 5 校(国立 1、公立 7 7、私立 7)の第 3 学年に在籍する全生徒
(富士見支援学校以外の特別支援学校中学部は含まない。)
- 3 調査目的 毎年度 2 回(基準日: 9/20、12/10)実施することにより、中学校卒業後の進路希望状況を把握し、進路指導等の資料提供をする。

内
容

令和 7 年度中学校卒業予定者の第 1 次進路希望調査結果

区 分		希望者数	希望率	前年同期		増減(対前年度)	
				希望者数	希望率	希望者数	希望率
進学希望者		6, 547人	98. 50%	6, 593人	98. 37%	▲ 46人	0. 13%
内 訳	(全日制高校・高専)	(6, 051人)	(91. 03%)	(6, 114人)	(91. 23%)	▲ 63人	▲ 0. 20%
	県内公立高校	[4, 910人]	[73. 87%]	[5, 072人]	[75. 68%]	▲ 162人	▲ 1. 81%
	県内私立高校	[944人]	[14. 20%]	[871人]	[13. 00%]	73人	1. 20%
	県外高校・高専	[197人]	[2. 96%]	[171人]	[2. 55%]	26人	0. 41%
	(定時制高校)	(99人)	(1. 49%)	(92人)	(1. 37%)	7人	0. 12%
	(通信制高校)	(345人)	(5. 19%)	(325人)	(4. 85%)	20人	0. 34%
	(特別支援学校)	(52人)	(0. 78%)	(62人)	(0. 93%)	▲ 10人	▲ 0. 15%
就職希望者		19人	0. 29%	22人	0. 33%	▲ 3人	▲ 0. 04%
内 訳	県内就職希望者	18人	0. 27%	17人	0. 25%	1人	0. 02%
	県外就職希望者	1人	0. 02%	5人	0. 07%	▲ 4人	▲ 0. 05%
その他		81人	1. 22%	87人	1. 30%	▲ 6人	▲ 0. 08%
内 訳	専修学校・各種学校	9人	0. 14%	21人	0. 31%	▲ 12人	▲ 0. 17%
	外国の高等学校	6人	0. 09%	6人	0. 09%	0人	0. 00%
	無業(家事手伝い等)	6人	0. 09%	10人	0. 15%	▲ 4人	▲ 0. 06%
	不詳(未定・病気療養中等)	60人	0. 90%	50人	0. 75%	10人	0. 15%
合計		6, 647人	100%	6, 702人	100%	▲ 55人	0. 00%

令和7年度中学校卒業予定者の第1次進路希望調査(令和7年9月20日基準日)

全日制公立高校希望者

区 分		前年度 定 員 (A)	入学希望者数 (B)	参考倍率 (B)／(A)	前年同期 倍 率
学 校 名	学科(コース)名				
北 杜	普 通	70	57	0.81	0.73
	内 理数コース	25	10	0.40	0.24
	数 コースのみ	-	0	-	-
	総合学科	90	72	0.80	0.78
	計	160	129	0.81	0.75
韭 崎	普 通	180	237	1.32	1.11
	文 理	30	35	1.17	1.03
	計	210	272	1.30	1.10
韭崎工業	工 業(一括募集)	154	102	0.66	0.49
甲府第一	普 通	150	184	1.23	1.44
	探 究	60	50	0.83	1.05
	計	210	234	1.11	1.33
甲府西	普 通	200	207	1.04	1.02
甲府南	普 通	175	176	1.01	1.26
	理 数	40	57	1.43	1.50
	計	215	233	1.08	1.30
甲府東	普 通	228	384	1.68	1.85
	内 理数コース	40	70	1.75	1.68
	数 コースのみ	-	23	-	-
甲府工業	機 械	80	80	1.00	0.95
	電 気	80	64	0.80	0.74
	建 築	40	51	1.28	1.23
	土 木	40	34	0.85	1.03
	電 子	40	57	1.43	1.70
	計	280	286	1.02	1.05
甲府城西	総合学科	246	299	1.22	1.29
甲府昭和	普 通	213	321	1.51	1.44
農 林	システム園芸	28	21	0.75	0.72
	森林科学	27	8	0.30	0.52
	環境土木	27	6	0.22	0.38
	造園緑地	27	8	0.30	0.24
	食品科学	28	33	1.18	0.77
	計	137	76	0.55	0.53
巨 摩	普 通	180	170	0.94	0.82
	内 理数創造コース	40	32	0.80	0.68
	数 コースのみ	-	9	-	-
白 根	普 通	124	98	0.79	0.60
青 洲	普 通	137	163	1.19	1.09
	工 業(一括募集)	60	61	1.02	0.77
	商 業(一括募集)	70	65	0.93	0.76
	計	267	289	1.08	0.93
身 延	総合学科	75	27	0.36	0.39

参考前期 募集人員 (C)	前期希望者数 (D)	参考倍率 (D)／(C)	前年同期 倍 率
28	28	1.00	0.75
10	6	0.60	0.20
-	-	-	-
45	34	0.76	0.98
73	62	0.85	0.88
54	100	1.85	1.59
9	13	1.44	1.67
63	113	1.79	1.60
61	43	0.70	0.64
30	51	1.70	2.71
18	26	1.44	1.61
48	77	1.60	2.24
60	82	1.37	1.48
35	43	1.23	2.04
12	30	2.50	2.58
47	73	1.55	2.20
34	109	3.21	3.03
6	17	2.83	3.83
-	17	-	-
40	38	0.95	0.88
40	36	0.90	0.93
20	31	1.55	1.60
20	23	1.15	1.10
20	22	1.10	1.55
140	150	1.07	1.12
110	144	1.31	1.15
53	105	1.98	2.24
11	8	0.73	0.45
10	1	0.10	0.36
10	2	0.20	0.45
10	4	0.40	0.09
11	13	1.18	0.67
52	28	0.54	0.41
72	86	1.19	1.05
16	20	1.25	1.00
-	7	-	-
49	34	0.69	0.48
41	66	1.61	0.79
24	24	1.00	0.67
28	37	1.32	0.64
93	127	1.37	0.71
37	10	0.27	0.30

区 分		前年度 定 員 (A)	入学希望者数 (B)	参考倍率 (B)／(A)	前年同期 倍 率
学 校 名	学科(コース)名				
笛 吹	普 通	80	68	0.85	1.33
	食品化学	30	27	0.90	0.70
	果樹園芸	30	18	0.60	0.73
	総合学科	85	59	0.69	0.98
	計	225	172	0.76	1.03
日 川	普 通	195	198	1.02	1.15
山 梨	普 通	137	107	0.78	0.89
塩 山	普 通	67	18	0.27	0.25
	内 英数コース	25	0	0.00	0.00
	数 コースのみ	—	0	—	—
	商 業(一括募集)	42	14	0.33	0.26
	計	109	32	0.29	0.26
都 留	普 通	170	175	1.03	0.91
上 野 原	総合学科	78	40	0.51	0.55
都留興譲館	普 通	62	53	0.85	0.64
	英語理数	25	8	0.32	0.24
	工 業(一括募集)	96	58	0.60	0.44
	計	183	119	0.65	0.49
吉 田	普 通	188	232	1.23	1.12
	理 数	40	48	1.20	1.03
	計	228	280	1.23	1.10
富士北稜	総合学科	214	164	0.77	0.91
富士河口湖	普 通	152	156	1.03	0.99
甲府商業	商 業	150	179	1.19	1.02
	情報処理	90	79	0.88	0.86
	計	240	258	1.08	0.96
2 6 校 計		4,830	4,828	0.999	0.996
甲 陵	普 通	80	82	1.03	1.14
県 内 公 立 計		4,910	4,910	1.000	0.998
県 外 公 立 計		—	63	—	—

参考前期 募集人員 (C)	前期希望者数 (D)	参考倍率 (D)／(C)	前年同期 倍 率
24	32	1.33	0.92
15	16	1.07	1.00
15	8	0.53	0.67
42	32	0.76	1.07
96	88	0.92	0.96
78	107	1.37	1.14
41	40	0.98	0.95
26	7	0.27	0.19
10	0	0.00	0.00
—	0	—	—
16	9	0.56	0.25
42	16	0.38	0.21
42	54	1.29	0.86
15	7	0.47	1.00
12	12	1.00	0.38
7	4	0.57	0.43
28	15	0.54	0.43
47	31	0.66	0.41
37	82	2.22	1.05
6	14	2.33	1.50
43	96	2.23	1.12
53	58	1.09	0.79
45	54	1.20	0.91
75	102	1.36	1.05
45	45	1.00	0.70
120	147	1.23	0.92
1,614	1,941	1.20	1.07
48	42	—	—

※「前年同期倍率」欄は、昨年度の第1次進路希望調査における倍率

※「参考倍率」及び「前年同期倍率」については、小数点以下第三位を四捨五入

入学希望者数の「26校計」「県内公立計」における「参考倍率」は小数点以下第四位を切り捨てて表記

※「参考前期募集人員(C)」欄の数は、「前年度定員(A)」に今年度の前期募集における各校の定めた募集率を乗じて得た数

実際の募集人数とは異なる可能性があるため、あくまで参考値である。

※「内数」欄の「〇〇コース」は、普通科のうち同コースを希望した者の数、「コースのみ」欄は、この「〇〇コース」希望者のうち、コース指定に漏れた場合に当該高校の普通科を希望しない者の数

※ 韮崎工業高校は、全学科(電子機械科・電気科・情報技術科・環境化学科・システム工学科・制御工学科)を一括して募集

※ 青洲高校は、工業二学科(機械工学科・土木工学科)、商業二学科(ビジネス探究科・ビジネス情報科)をそれぞれ一括して募集

※ 塩山高校は、商業二学科(商業科・情報ビジネス科)を一括して募集

※ 都留興譲館高校は、工業四学科(機械工学科・電子工学科・制御工学科・環境工学科)を一括して募集

★ 北杜市立甲陵高校について

①県立高校(甲府商業を含む)とは異なる独自方式による入試を実施する。

②前年度定員(A)は、県内定員のみであり、入学希望者数(B)に甲陵中学校の生徒(内進生)を含む。

③参考前期募集人員(C)は、県内外一括募集であり、前期募集希望者数(D)に甲陵中学校の生徒(内進生)を含まない。

県外募集者の状況は現時点では不明なことから、前期募集における参考倍率は算出しない(前年同期倍率も同様)。

私立高校希望者

区 分	前 年 度 募集人員	希望者数	参 考 率 倍 率	前年同期 倍 率
県 内 私 立 計	2,338	944	0.40	0.37
県 外 私 立	-	119	-	(116)

※前年同期倍率欄の()は、前年同期の希望者数

定時制公立高校希望者

区 分		前 年 度 定 員	希 望 者 数	参 考 率 倍 率	前年同期 倍 率	
学 校 名	学 科 名					
韭 崎		40	4	0.10	0.23	
甲府工業		120	5	0.04	0.04	
巨 摩		40	5	0.13	0.10	
山 梨		40	1	0.03	0.13	
都 留		40	3	0.08	0.00	
中央	昼間	普 通 (午前)	60	22	0.37	0.23
		普 通 (午後)	60	25	0.42	0.38
		情報経理	40	3	0.08	0.08
		計	160	50	0.31	0.25
	夜間	普 通	20	2	0.10	0.20
		情報経理	20	1	0.05	0.05
		計	40	3	0.08	0.13
	計		200	53	0.27	0.23
ひばりが丘	昼間	普 通	30	21	0.70	0.63
		情報経理	30	2	0.07	0.10
		計	60	23	0.38	0.37
	夜間	普 通	30	5	0.17	0.07
	計		90	28	0.31	0.27
県 内 定 時 制 計		570	99	0.17	0.16	
県 外 定 時 制 計		-	0	-	(0)	

※前年同期倍率欄の()は、前年同期の希望者数

※甲府工業高校は、全学科(機械科・電気科・建築科)を一括して募集

通信制高校希望者

区 分	前 年 度 定 員	希望者数	参 考 率 倍 率	前年同期 倍 率
中 央 通 信 制	200	32	0.16	0.23
県立中央高校以外の通信制	-	313	-	-
通 信 制 計	-	345	-	(325)

※前年同期倍率欄の()は、前年同期の希望者数

特別支援学校希望者

単位:人

学 校 名	学 科	希望者数	前年同期
盲学校	普通科	0	0
	保健医療科	0	0
ろう学校	普通科	1	0
甲府支援学校	普通科	0	1
あけぼの支援学校	普通科	0	0
わかば支援学校	普通科	6	9
やまびこ支援学校	普通科	3	0
ふじざくら支援学校	普通科	3	3
かえで支援学校	普通科	3	6
桃花台学園	産業技術科	35	42
山梨大学附属特別支援学校	普通科	1	1
県 内 特 別 支 援 学 校 計		52	62
県 外 特 別 支 援 学 校 計		0	0
合 計		52	62

入学希望者数における第2希望の状況

単位:人

学 校 名	第2希望学科	希望者数	前年同期
北 杜	普 通	25	17
	総合学科	21	23
韭 崎	普 通	26	19
	文 理	12	14
甲府第一	普 通	28	28
	探 究	2	8
甲 府 南	普 通	29	29
	理 数	5	3
青 洲	普 通	28	5
	工業(一括募集)	24	24
	商業(一括募集)	39	32
笛 吹	普 通	16	23
	総合学科	19	24
	食品化学科	1	—
	果樹園芸学科	2	—
都留興譲館	普 通	15	9
	英語理数	2	4
	工業(一括募集)	17	11
吉 田	普 通	37	33
	理 数	8	5
合 計		356	311

※志願先高等学校に普通科、専門教育学科、総合学科、職業に関する学科の2学科以上が設置されている場合、次に示す学科間で第2志望まで志望順位を付けることができる。

- ・普通科と専門教育学科
- ・都留興譲館高等学校の普通科と工業科
- ・青洲高等学校の各学科
- ・北杜高等学校及び笛吹高等学校の普通科と総合学科
- ・笛吹高等学校の食品化学科と果樹園芸学科

全日制高校学科別希望者数〔県内公立・私立〕

学 科 名	今 回		前 年 同 期	
	希 望 者	構成比	希 望 者	構成比
普通科	3,974	67.89	4,038	67.95
理数科	105	1.79	101	1.70
文理科	35	0.60	31	0.52
英語理数科	8	0.14	6	0.10
探究科	50	0.85	63	1.06
総合学科	661	11.29	752	12.65
美術デザイン	46	0.79	53	0.89
音楽科	6	0.10	4	0.07
航空科	4	0.07	4	0.07
農業科	121	2.07	120	2.02
工業科	507	8.66	457	7.69
商業科	337	5.76	314	5.28
計	5,854	100	5,943	100

※四捨五入のため、構成比の計は一致しないことがある。

全日制高校学科別希望者数〔県内公立〕

学 科 名	入 学 希 望 者 数				前 期 募 集 希 望 者 数			
	今 回		前 年 同 期		今 回		前 年 同 期	
	希 望 者	構成比	希 望 者	構成比	希 望 者	構成比	希 望 者	構成比
普通科	3,086	62.85	3,228	63.64	1,134	57.19	993	55.23
理数科	105	2.14	101	1.99	44	2.22	40	2.22
文理科	35	0.71	31	0.61	13	0.66	15	0.83
英語理数科	8	0.16	6	0.12	4	0.20	3	0.17
探究科	50	1.02	63	1.24	26	1.31	29	1.61
総合学科	661	13.46	752	14.83	285	14.37	305	16.96
農業科	121	2.46	120	2.37	52	2.62	48	2.67
工業科	507	10.33	457	9.01	232	11.70	224	12.46
商業科	337	6.86	314	6.19	193	9.73	141	7.84
計	4,910	100	5,072	100	1,983	100	1,798	100

※四捨五入のため、構成比の計は一致しないことがある。

※前期募集希望者数の希望者及び構成比については、今回及び前年同期ともに甲陵高校に甲陵中学校から進学を希望する生徒(内進生)を除いて算出した数である。

希望の高い学科(上位5位まで。倍率は対前年度定員のため参考)

入 学 希 望						前 期 募 集					
今 回			前 年 同 期			今 回			前 年 同 期		
学 校 名	学科名	参考倍率	学 校 名	学科名	倍率	学 校 名	学科名	参考倍率	学 校 名	学科名	倍率
甲府東	普 通	1.68	甲府東	普 通	1.85	甲府東	普 通	3.21	甲府東	普 通	3.03
甲府昭和	普 通	1.51	甲府工業	電 子	1.70	甲府南	理 数	2.50	甲府第一	普 通	2.71
甲府南	理 数	1.43	甲府南	理 数	1.50	吉 田	理 数	2.33	甲府南	理 数	2.58
甲府工業	電 子	1.43	甲府昭和	普 通	1.44	吉 田	普 通	2.22	甲府昭和	普 通	2.24
韮崎	普 通	1.32	甲府第一	普 通	1.44	甲府昭和	普 通	1.98	甲府南	普 通	2.04